

安全保障輸出貿易管理について

輸出管理に対する方針

当社は、国際的な平和と安全の維持を目的とする安全保障輸出管理を適切に実施するために、安全保障輸出管理規程（CP：Compliance Program）を社規に定め、経済産業省に届け出ています。当社が扱う製品の輸出や技術情報などの提供にあたっては、『外国為替及び外国貿易法（外為法）』の遵守および適用されるその他の国際法、外国法（『米国再輸出規制（EAR: Export Administration Regulations）』等）を調査し遵守することによって、適切な安全保障輸出管理の遂行に努めて参ります。

「みなし輸出管理」について

外為法の「みなし輸出管理」の明確化に対応するため、当社では安全保障輸出管理規程を改正し、特定類型に該当する従業員の把握と特定類型該当者への技術の提供時は輸出管理審査を実施する規定を追加いたしました。これに伴い、2022/5/1以降に新規に当社と雇用契約を締結される方においては、特定類型に該当する（しない）ことを明らかにするための誓約書等を提出して頂くことになります。尚、誓約書等を提出して頂く対象には、嘱託社員や個人契約、顧問契約者も含まれます。また、社外の協業先様及び派遣元企業様にも外為法の「みなし輸出管理」への対応をお願いしております。

※「みなし輸出管理」について詳細説明はこちら（経済産業省HP）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>



日本電子の輸出管理の体制

安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、代表取締役社長を安全保障輸出管理の最高責任者とし、その実行に際し、輸出管理統括部門として最高責任者直轄の輸出管理委員会を設置し、全社全部門で輸出管理が徹底されるよう、体制の整備・充実を図っています。

安全保障輸出管理 最高責任者：代表取締役社長

